

仁木町地域防災計画

(原子力防災計画編)

退避等措置計画

仁 木 町 防 災 会 議

+

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 節 計画の位置づけ	1
第 2 節 計画の性格	1
第 2 章 避難等措置の基本的事項	2
第 1 節 緊急事態区分を判断する E A L の枠組み	2
第 2 節 緊急事態における防護措置等	3
第 3 節 防護措置決定の流れ	5
第 4 節 防護対策区域の状況	5
第 5 節 防護措置の事前準備	7
第 3 章 緊急事態における配備体制	8
第 1 節 事故発生通報の流れ	8
第 2 節 各事態における応急活動の内容	9
第 4 章 広報及び指示伝達	10
第 1 節 伝達手段	10
第 2 節 伝達経路	11
第 3 節 伝達内容	12
第 5 章 屋内退避	13
第 1 節 屋内退避の指示基準	13
第 2 節 屋内退避の指示等	13
第 6 章 避難等	16
第 1 節 避難等の指示基準	16
第 2 節 避難先等	16
第 3 節 要配慮者への対応	21
第 4 節 一時滞在者への対応	21
第 5 節 避難ルート上の補給ポイント、避難退域時検査場所	21
第 6 節 自家用車避難の留意事項	22
第 7 節 バス等による輸送計画	22
第 7 章 安定ヨウ素の配布及び服用	24
第 8 章 飲食物の摂取制限	24
第 9 章 救急医療体制	24

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の位置づけ

この計画は、「仁木町地域防災計画（原子力防災計画編）」第 2 章第 3 節（避難収容活動体制の整備）に定める「退避等措置計画」であって、住民等の防護対策を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

原子力災害時における退避等の措置については、「仁木町地域防災計画（原子力防災計画編）」第 2 章第 3 節（避難収容活動体制の整備）及び第 3 章第 5 節（防護対策）に定めるもののほか、この「退避等措置計画」によるものとする。

なお、この計画は、国の原子力災害対策指針（以下「指針」という。）等の見直しが行われた場合には、必要に応じて、仁木町地域防災計画（原子力防災計画編）とともに見直しを行うものとする。

第 2 節 計画の性格

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感には感じられないことや被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有していることから、原子力災害発生時における住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、住民等への防護措置に関して、必要な事項を定めるものとする。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応のほう効率的かつ実効的であることから、これら原子力災害対策の特殊性を考慮しつつ、一般的な防災対策と連携することに留意する。

※参考情報：原子力災害の特殊性（「指針」より抜粋）

- ・原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- ・放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。
- ・平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- ・原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- ・放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

第2章 退避等措置の基本的事項

原子力災害が発生した場合、これに起因する住民等の被ばく線量をできるだけ低減するため、必要に応じ屋内退避、避難、一時移転等の防護対策を講ずるものとする。

原子力災害に伴う放射線被ばくの形態としては、体外にある放射性物質から受ける外部被ばくと体内に取り込まれた放射性物質から受ける内部被ばくの二つの形態があるが、外部被ばくに関しては、

- ・線源から、できるだけ距離を隔てること。
- ・放射線を遮へいすること。
- ・放射線を浴びる時間を短くすること。

を原則とし、内部被ばくに関しては、放射性物質で汚染された空気や食物等を体内に取り込まないようにすることを基本として、必要な防護対策を講ずるものとする。

第1節 緊急事態区分を判断するEALの枠組み

泊発電所の状態に応じた緊急事態の区分を判断するEALの枠組みについては、国が定める指針の次の内容によるものとし、次のとおりとする。

なお、事態の進展によっては、全面緊急事態に至るまでの時間的な間隔がない場合があり得ることに留意するものとする。

緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

（「仁木町地域防災計画（原子力防災計画編）別添1」参照）

OILと防護措置について

（「仁木町地域防災計画（原子力防災計画編）別添2」参照）

※参考情報

- ・EAL（Emergency Action Level：原子力施設の状態に基づく緊急時活動レベル）
原子力発電所において事故が発生した場合、緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる。原子力発電所ごとに設定され、特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態をいう。
- ・OIL（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）
原子力発電所から放射性物質が放出された後、防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルをいう。

第 2 節 緊急事態における防護措置等

(1) 泊発電所の状態に応じた防護措置等

泊発電所の状態に応じた防護措置等については、次のとおりとする。

区分	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	情報収集事態	・ 要員参集 (第 1 非常配備) ・ 情報収集、 連絡体制の構築	・ 住民等への情報伝達	—
	警戒事態	・ 要員参集 (第 2 非常配備) ・ 情報収集、 連絡体制の構築	・ 住民等への情報伝達	・ 緊急時モニタリングの実施
	施設敷地緊急事態	・ 要員参集 (第 3 非常配備) ・ 国及び他の自治体に応援要請 ・ 現地事故対策連絡会議への派遣	・ 住民等への情報伝達 ・ 今後の情報について住民等へ注意喚起	・ 緊急時モニタリングの実施
	全面緊急事態	・ 要員参集 (第 3 非常配備) ・ 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への出席 ・ 国及び道への 応援要請	・ 住民等への情報伝達	・ 緊急時モニタリングの実施

(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置等

放射線量率等に基づく防護措置等については、次のとおりとする。

区分		情報提供	モニタリング	防護措置
緊急防護措置	O I L 1	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施
	O I L 4	・住民等への情報伝達	—	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施
早期防護措置	O I L 2	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質濃度測定
	O I L 6	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定の実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の開始

第 3 節 防護措置決定の流れ

住民等への防護措置については、指針で定める緊急事態区分を判断するEALの枠組み及びOILの判断基準や防護措置の考え方を踏まえ、国や道の要請・指示又は独自の判断により、前節の区分に応じ、原子力災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）又は原子力災害対策本部長（以下「本部長」という。）が決定する。

なお、放射性物質が放出された後、国は緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づいて行う避難又は一時移転（以下、「避難等」という。）の防護措置の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された本部長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

防護対策区域については、図1で示す単位を基本として決定するものとする。

本部長は、国又は道から、住民等に対する屋内退避又は避難等のための立退きの勧告や指示の連絡があった時は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

また、本部長は、具体的な避難等の方法については、道と調整の上、原子力災害又は自然災害も含めた複合災害の状況を勘案して決定するものとする。特に冬期間において避難等を決定する際には、広域分散型で少子高齢化が進む集落の現状を踏まえ、次の点に配慮するものとする。

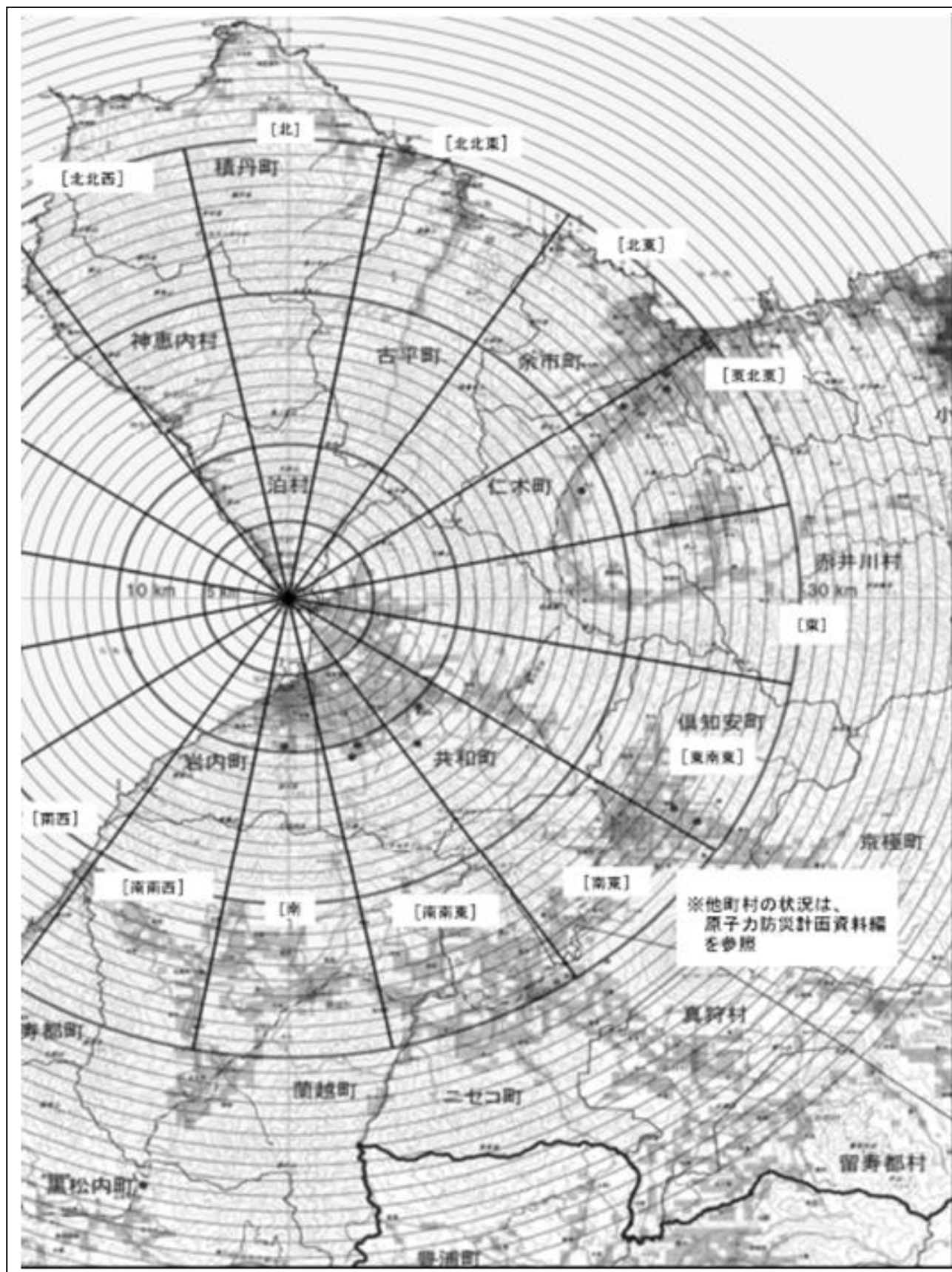
- ・ 避難所及びバス集合場所への集合を円滑に実施するために必要な除雪
- ・ 避難所の暖房

さらに、感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、仁木町地域防災計画（原子力防災計画編）第3章第6節の規定に基づき、町及び道は連携して感染症対策を講ずるものとする。

第 4 節 防護対策区域の状況

泊発電所の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況については、図1で示すとおりである。（本町は、全域がUPZに該当）

図1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況



第5節 防護措置の事前準備

町長は、防護措置を行うにあたり、要配慮者を把握するとともに、バス集合場所、避難所を定め、職員の中から次の責任者をあらかじめ指定しておくものとする。（表1－1参照）

- ・避難及び一時移転の場合

- 避難誘導責任者及び避難所責任者

また、避難等は、バス等による輸送、鉄道輸送、航空輸送のほか自家用車等によるものとし、住民等に自家用車等を使用させる場合は、可能な限りあらかじめバス等及び自家用車等による避難予定者を把握し、バス集合場所、避難所（一時滞在場所を含む）を定めるとともに、要配慮者についても搬送手段の把握に努めるものとする。

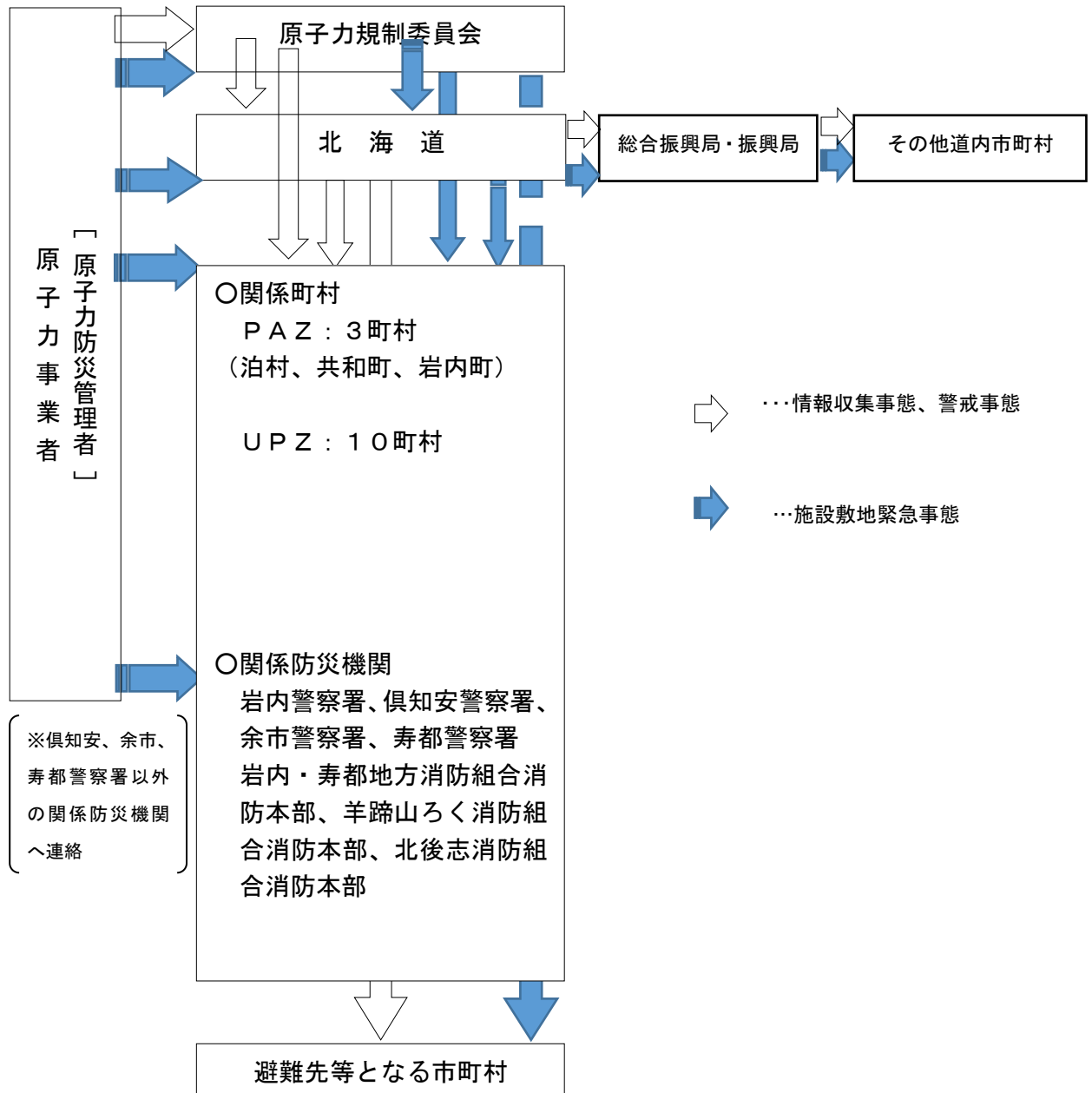
なお、避難退域時検査等に関しては、道原子力災害医療活動実施要領に基づき実施するものとし、今後、道において原子力災害医療活動実施要領の見直しがあった場合は、その修正内容を反映させる。

※原子力災害発生時点の状況に応じて、実際に派遣される各責任者を最終決定

第3章 緊急事態における配備体制

第1節 事故発生通報の流れ

緊急時（情報収集事態発生以降）における通報連絡体制は、次のとおりとしている。



第2節 各事態における応急活動の内容

区分等		主 な 応 急 活 動 の 内 容
第1 非常 配備 体制		[国及び道等との連携] ・国（原子力規制委員会原子力規制庁泊原子力規制事務所）、道（危機対策局原子力安全対策課及び後志総合振興局地域創生部地域政策課）及び原子力事業者等との連絡調整 [事故関連情報の収集] ・事故情報の収集、管理 ・平常時モニタリング情報、気象情報 [住民広報] ・事故等情報に係る広報及び準備 ・住民等からの問い合わせに対する対応
第2 非常 配備 体制	警 戒 本 部 の 設 置	[国及び道等との連携] ・国、道及び泊発電所等との連絡調整 [事故関連情報の収集] ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報 [住民広報] ・事故等情報に係る広報 ・住民等相談窓口の設置、運営 ・報道機関との相互協力 [緊急時モニタリング] ・緊急時モニタリングへの協力
第3 非常 配備 体制	災 害 対 策 本 部 の 設 置	[国及び道等との連携] ・国、道及び原子力事業者等との連絡調整 ・現地事故対策連絡協議会及び原子力災害合同対策協議会への参画 ・国、道への必要な協力の要請等 ・国への専門家の要請 [事故関連情報の収集] ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報 [住民広報] ・事故等情報に係る広報 ・住民等相談窓口の運営 ・報道機関との相互協力 [緊急時モニタリング] ・緊急時モニタリングへの協力 [防護措置] ・屋内退避の準備・実施 ・安定ヨウ素剤の配布及び服用指示 ・指示のあった場合、避難等の実施

第4章 広報及び指示伝達

第1節 伝達手段

住民等への広報については、次により実施する。

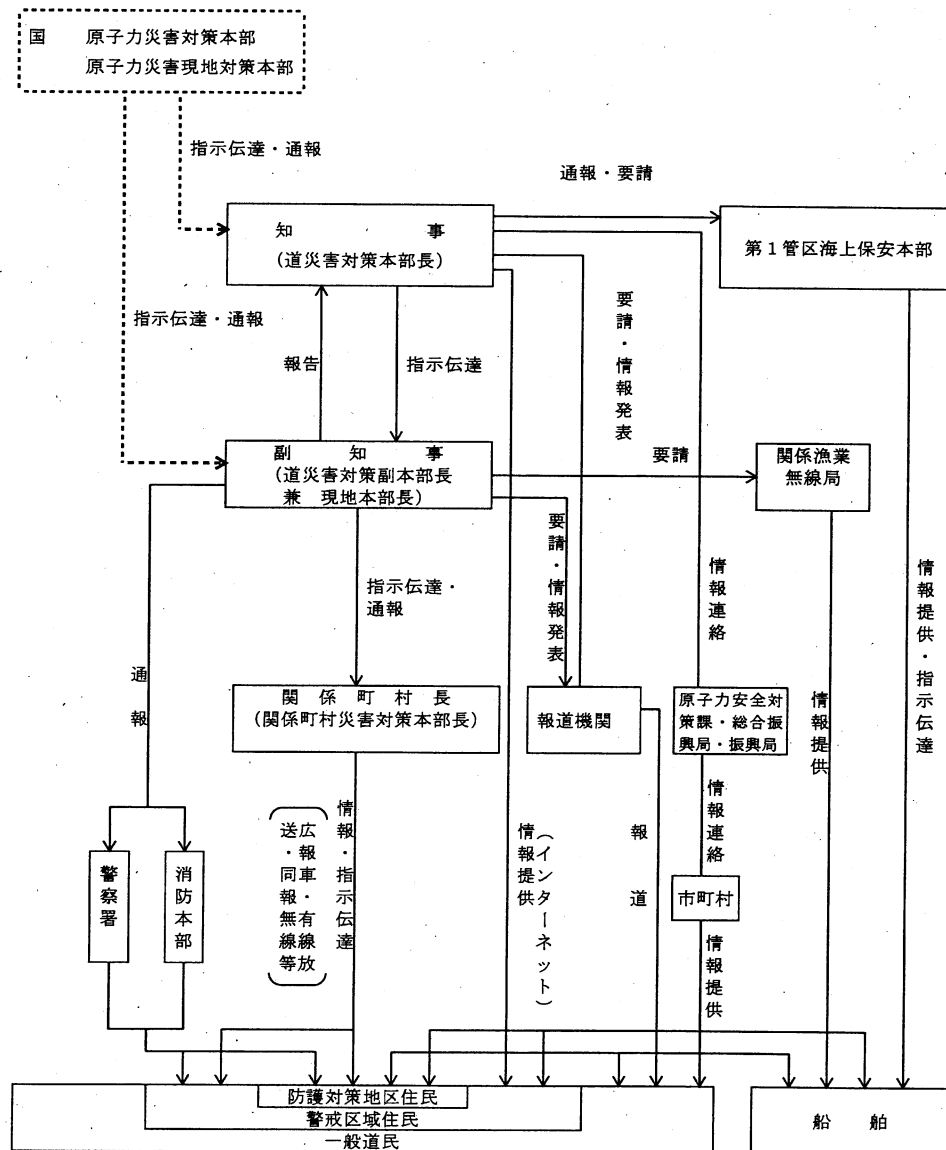
- (1) 防災行政無線による広報
- (2) テレビ、ラジオ等の報道機関の緊急放送
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) 携帯電話等へのメール配信（緊急速報メール）
- (5) インターネットを活用した広報

なお、防災関係機関等に対しては、上記手段のほか、電話・ファックス等を活用し確実に伝達するものとする。

第2節 伝達経路

住民等の広報については、次により実施する。

図3-3-1 住民等に対する広報及び指示伝達系統図



第3節 伝達内容

町が行う住民等への広報の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事故の概要
- (2) 泊発電所における対策状況
- (3) 災害の現況及び今後の予測
- (4) 町及び道並びに防災関係機関の対策状況
- (5) 住民等の取るべき措置及び注意事項
- (6) 避難経路における渋滞情報等
- (7) その他必要と認める事項

※広報例文

1 警戒広報

災害警戒本部から、緊急のお知らせです。
「泊発電所」で事故が発生しましたが、放射性物質の放出は確認されておりません。
住民の皆さんは、外出を控え、広報や報道等に注意して下さい。

2 屋内退避広報

災害対策本部から、緊急のお知らせです。
「泊発電所」の事故が進展しております。
住民の皆さんは、屋内退避を実施してください。

3 避難指示広報

災害対策本部から、緊急のお知らせです。
次の地区の方は、自家用車又はバスで手稲区体育館まで避難して下さい。
対象地区は、「〇〇地区」です。バスで避難される方は、指定されたバス集合場所に集まってください。
その他の地区の方は、屋内退避を継続して下さい。

第5章 屋内退避

第1節 屋内退避の指示基準

屋内退避については、指針で定めるEALを踏まえ、国や道の指示又は独自の判断により、屋内退避の準備及び屋内退避を行う。

なお、独自の判断を行う際には、住民等の被ばくリスクを低減するため気象情報（風向、風速など）や緊急時モニタリング結果等を踏まえるものとする。

区分	基準等
屋内退避準備 (EAL (SE))	施設敷地緊急事態に該当するに至った場合で、国または知事から指示のあった場合
屋内退避 (EAL (GE))	原子力災害緊急事態が発出された場合（全面緊急事態）で、国又は知事から指示のあった場合

第2節 屋内退避の指示等

（1）屋内退避の指示等

- ア 本部長は、国又は知事から屋内退避の指示又は通知があったとき並びに独自の判断により屋内退避の指示を行うときは、防災関係機関にその内容を伝達するとともに協力を要請するものとする。また、防護対策区域内の住民等に対しては、防災行政無線、広報車、携帯電話等の広報手段を用いて屋内退避を指示するものとする。
- イ 本部長は、住民等に対して、屋内退避を指示するときは、
- （ア） 住民等は、原則として屋内に留まること。
 - （イ） 外出者は、速やかに帰宅すること。
 - （ウ） 直ちに帰宅が困難な場合又は自然災害等により家屋が損壊し自宅での屋内退避が困難な場合は、最寄りの公共施設等に退避すること。
 - （エ） PAZ内の住民避難が円滑に実施されるよう配慮すること。
- を指示するものとする。
- ウ 本部長は、避難所又は屋内退避を行う公共施設（以下「屋内退避施設」という。）に職員を派遣して避難者の保護にあたらせるものとする。
- エ 本部長は、屋内退避の措置を実施するに当たって、自力で屋内退避できない傷病者等及び要配慮者の救出に特に留意するものとする。
- オ 本部長は、屋内退避の防護対策区域内の住民等の屋内退避実施状況の確認を消防職（団）員及び警察官等と連携しながら行うものとする。
- カ 本部長は、防災行政無線、広報車、携帯電話等の広報手段を用いて、災害の現況、今後の予測等必要な情報及び屋内退避にかかる留意事項を広報するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努めるものとする。
- キ 本部長は、仁木町教育委員会等と連携し、幼児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）を迅速かつ安全に屋内退避させるものとする。
- ク 本部長は、医療機関、社会福祉施設等要配慮者関連施設の入所者の屋内退避については、施設管理者と連携しながら行い、要配慮者の健康管理に十分配慮するものとする。
- ケ 本部長は、町内の屋内退避施設の利用が困難な場合は、隣接する市町村の屋内退避施設の

利用について、道に調整を要請するものとする。

コ 本部長は、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で自然災害に対する避難の指示を行うことができるものとする。

(2) 屋内退避に関する住民等への指示事項

本部長は、屋内退避を実施するときは、防護対策区域内の住民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

ア すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。

イ すべての空調設備、ファンヒーター等を止め、外気の流入を防止すること。

ウ できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまり、防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報車、携帯電話等による道又は仁木町災害対策本部（以下「本部」という。）からの指示、情報に留意すること。

エ 食料品の容器にフタをすること。

なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと。

オ 帰宅した人は顔や手を洗い、着替えた衣服をビニール袋に保管し、他の衣類と区別をすること。

カ 電話による問い合わせを控えること。

キ 貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じ、避難等に必要となる物を予め、用意すること。

ク うわさや憶測に流されず、本部からの指示に従うこと。

ケ 屋内退避施設へ退避する場合は、マスク及び外衣を着用すること。

コ 屋内退避施設においては、相互に扶助協力するとともに、公共施設等の責任者の指示に従い、冷静に行動すること。

(3) 避難誘導責任者のとるべき措置

ア 避難誘導責任者は、本部から屋内退避施設での屋内退避の指示があった場合は、屋内退避施設に速やかに移動し、避難者の保護・確認を実施できるよう、また、本部との情報伝達手段を確保するなど、万全の態勢を整えるものとする。

イ 避難誘導責任者は、町内会長等の協力を得て、自然災害等により家屋が損壊し自宅での屋内退避ができない住民等の確認を行い、本部長が指示した車両に乗車させ、屋内退避施設に誘導するものとする。

ウ 避難の誘導に当たっては、的確な指示及び誘導を行い、住民等の混乱の防止を図るものとする。

エ 住民等の避難の誘導が終了した場合は、避難所において避難所責任者が実施する救護活動等に協力するものとする。

(4) 避難所責任者のとるべき措置

ア 避難所責任者は、本部から屋内退避施設開設の指示があった場合は、直ちに屋内退避施設の開設を行い、本部との情報伝達手段の確保、被災地住民登録様式の授受及び記載事務並びに緊急時医療活動等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の態勢を整えるものとする。

イ 避難所責任者は、住民等に対し被災地住民登録様式を配布し、災害発生直後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。

ウ 避難所責任者は、被災地住民登録様式の配布を行った場合は、次の事項を処理するものとする。

(ア) 屋内退避を行った地区名、世帯数、人数等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。

- (イ) 常に本部との緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
 - (ウ) 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めること。
 - (エ) 本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。
 - (オ) 屋内退避施設及び住民等の衛生の確保に努めること。
- (5) 住民等の留意事項
- ア 屋内退避施設において相互に扶助協力するとともに、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示に従い、冷静に行動するものとする。
 - イ 道が必要に応じて実施する原子力災害医療活動及び健康調査等が迅速に処理できるよう協力するものとする。
 - ウ 被災地住民登録様式の記載に当たっては、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載するものとする。
- (6) 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避
- ア 町長は、避難等の指示があった区域内の住民のうち、病院や社会福祉施設等に在所していることや在宅で介護を受けている等により早期の避難が困難な住民で、健康上の理由等から、避難等よりも一旦屋内退避を優先することが必要な場合にあっては、当該住民に対して、放射線防護対策を講じた施設又はコンクリート建物での屋内退避を指示するものとする。
 - イ 町及び道は、国と協議の上、アの屋内退避を行っている住民について、避難先での受入体制を十分に整えた後に、住民の健康状態に十分配慮しつつ、順次避難等を行うものとする。
- (7) 屋内退避の解除がなされたときの措置
- 本部長は、屋内退避を解除した場合は、次に掲げる事項について住民等に指示するものとする。
- ア テレビ、ラジオ等による災害の情報、防災行政無線、広報車、携帯電話等による本部からの指示伝達に留意すること。
 - イ 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。
 - ウ 本部、道から配布される被災地住民登録様式に必要な事項を記載し、町に提出すること。
 - エ 屋内退避施設での屋内退避が実施された場合、避難所責任者は、屋内退避施設を閉鎖するときは、施設内の清掃、火気の点検を行い屋内退避施設の管理者の確認を受けるとともに、本部へ直ちに報告するものとする。
- また、町は、必要に応じて、要配慮者の帰宅支援を行うものとする。

第 6 章 避難等

第 1 節 避難等の指示基準

本部長は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び道が実施する緊急時モニタリングによる放射性物質の汚染状況調査の結果が指針に基づく O I L の値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難等又はその準備を指示するものとする。

区分	基準等
避難（O I L 1）	500 μ Sv/h（地上 1 m で計測した場合の空間線量率）
一時移転（O I L 2）	20 μ Sv/h（地上 1 m で計測した場合の空間線量率）

第 2 節 避難先等

（1）避難等の準備

本部長は、原子力緊急事態宣言発出後又は、国、道の指示等により、防護対策区域内における避難等の準備を行うものとする。

（2）避難等の指示等

ア 本部長は、避難等を決定したときは、あらかじめ指定された避難先に受け入れの準備を依頼するとともに、避難所責任者を速やかに派遣し、避難先の施設管理者と受入体制に関する調整を図るものとする。

なお、避難先となる札幌市内のホテルに避難するまでの間、一時滞在場所に避難することとし、道又は札幌市に一時滞在場所の設置準備、避難者の受入準備を要請し、避難所責任者を速やかに派遣し、札幌市との連絡及び避難者の保護に当たらせるものとする。

イ 避難等の経路は、別添 3 「避難経路一覧」のとおりとする。

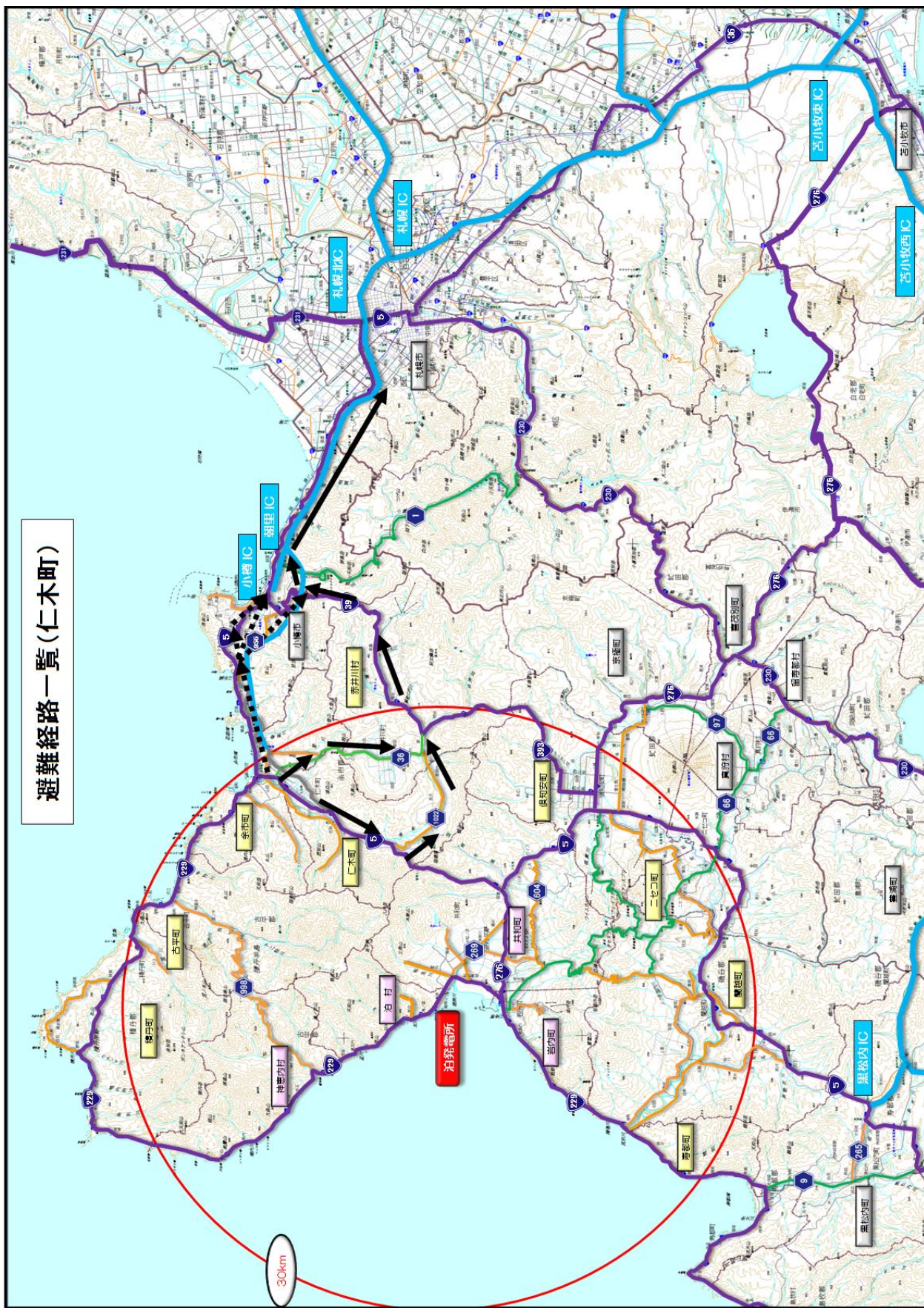
なお、緊急時モニタリング結果や道路状況（道路寸断、渋滞等）などにより、避難経路が使用できない場合を想定して、基本経路及びその他避難経路を設定する。また、これらの経路によっても避難等が難しい場合は、原子力合同対策協議会において、国や道と協議し、避難ルートを決する。

一時滞在場所	手稲区体育館	
事前に調整された避難先	札幌市内のホテル	
避難先への避難ルート	基本 避難経路	①国道 5 号→道道 36 号→国道 393 号→道道 956 号 →国道 5 号又は札幌自動車道 ②国道 5 号→道道 1022 号→国道 393 号→道道 956 号 →国道 5 号又は札幌自動車道
	その他 避難経路	①国道 5 号又は国道 5 号→札幌自動車道 ②国道 5 号→道道 753 号→北後志東部広域農道→国道 5 号又は国道 5 号→札幌自動車道 ③国道 5 号→道道 753 号→後志自動車道→札幌自動車道

※別添 3 「避難経路一覧」参照

道路状況、風向等によりこれらが使用困難な場合は別途調整
避難ルートについては、このほか、J R など複数手段を検討

別添3 「避難経路一覽」



ウ 本部長は、避難等を決定したときは、防災関係機関にその内容を伝達するとともに協力を要請するものとする。また、防護対策区域内の住民等に対しては、防災行政無線、広報車、携帯電話等の広報手段を用いて避難等を指示するものとする。

エ 本部長は、住民等に対する避難等の措置の実施について、次により行うものとする。

(ア) 避難等のためのバス集合場所、避難所及び避難経路を決定すること。

(イ) 本部の手配した車両で避難する住民等に対し、地区ごとのバス集合場所に集合するよう指示すること。

(ウ) 本部の手配した車両又は自家用車等により住民等を避難所に移動すること。

オ 本部長は、住民等に対し避難等を指示するときは、バス集合場所、避難所及び避難経路を指定し、職員等を派遣して避難者の保護に当たらせるものとする。この場合において、住民等の集合は原則として徒歩又は自家用車等によるものとし、本部長からの指示に従って使用するものとする。

カ 本部長は、避難等の措置を実施するに当たって、自力で避難等ができない要配慮者の救出に特に留意するものとする。

キ 本部長は、バス集合場所から避難所への住民等の移動については、移動が円滑に行われるよう、必要な車両等の確保に努める。なお必要な車両が確保できない場合には、道に車両等の支援要請を行い、道及び道の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて実施するものとする。

なお、車両が不足した場合は、避難を必要とする地区内の自家用車の所有者等の協力を受けるものとする。

ク 本部長は、防護対策区域外の住民等に対しては、災害の状況等必要な情報を広報し、防護対策区域内に立ち入らないよう指示するとともに、指示があるまで自主的な避難をしないよう徹底し、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知するものとする。

ケ 本部長は、避難対象地区内の住民等の避難等の確認を消防職（団）員及び警察官等と連携しながら行うものとする。

コ 本部長は、仁木町教育委員会等と連携し、生徒等を迅速かつ安全に避難させるものとする。

サ 本部長は、医療機関の管理者と連携し、入院患者、外来患者、見舞客等を迅速にかつ安全に避難または他の医療機関へ転院させるものとし、また、避難所での健康管理に十分配慮するものとする。

シ 本部長は、社会福祉施設等の管理者と連携し、入所者、利用者を迅速かつ安全に避難させるものとし、また、避難所での健康管理に十分配慮するものとする。

ス 本部長は、避難等の実施に当たり周囲の状況等により、避難等のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、道及び防災関係機関とともに屋内退避の検討を行うものとする。

ただし、地震・暴風雪時など自然災害との複合が発生した場合において、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとする。

(3) 避難等に関する住民等への指示事項

本部長は、避難等を実施するときは、住民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

ア 本部又は町内会長等の指示を確認してから行動すること。

イ マスク及び外衣を着用すること。

ウ 貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じて必要な物を持ち出すこと。

エ 電気器具のコンセントを抜き、ガス等の元栓を閉め、水道（冬期間）の水抜きを行うこと。

オ 消火、消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。

カ 隣人にも避難等の指示を確認すること。

キ 自家用車等により避難等を実施する場合、交通整理を行っている警察官等の指示に従うこと。

ク バス集合場所から避難所までは、本部が手配した車両等により移動すること。

(4) 避難誘導責任者のとるべき措置

ア 避難誘導責任者は、本部から避難等の指示があった場合は、バス集合場所等へ速やかに移動し、住民等の保護・確認をできるよう、また、本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民登録様式の授受及び記載事務が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。

イ 避難誘導責任者は、バス集合場所において、町内会長等の協力を得て、住民等の保護・確認を行い、本部長が指示した車両等に乗車させるものとする。

ウ 避難等の誘導に当たっては、的確な指示及び誘導を行い、住民等の混乱の防止を図るものとする。

エ 要配慮者及び生徒等を優先的に避難等させるものとする。

オ 避難誘導責任者は、住民等に対して被災地住民登録様式を配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。

カ 避難誘導責任者は、次の事項を処理するものとする。

(ア) 避難等を行った地区名、世帯数、人数等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。

(イ) 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。

(ウ) 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、要配慮者の要求の把握に努めること。

(エ) 本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。

(オ) バス集合場所等及び住民等の衛生の確保に努めること。

キ 住民等の避難等の誘導が終了した場合は、住民等と避難等をし、避難所において避難所責任者が実施する救護活動等に協力するものとする。

(5) 避難所責任者のとるべき措置

ア 避難所責任者は、本部から避難所開設の指示があった場合は、避難所又は一時滞在場所へ速やかに移動し、避難所又は一時滞在場所の施設管理者と受入体制に関する調整を図るとともに、住民等の保護・確認を実施できるよう、また、本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民登録様式の授受及び記載事務並びに道等が実施する原子力災害医療活動等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。

イ 避難所責任者は、被災地住民登録様式を必要な住民等に対して配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。

ウ 避難所責任者は、次の事項を処理するものとする。

(ア) 避難等を行った地区名、世帯数、人数等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。

(イ) 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。

(ウ) 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めること。

(エ) 本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。

(オ) 避難所及び一時滞在場所並びに住民等の衛生の確保に努めること。

(6) 住民等の留意事項

ア バス集合場所・避難所・一時滞在場所において相互に扶助協力するとともに、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示に従い、冷静に行動するものとする。

イ 道が必要に応じて実施する原子力災害医療活動及び健康調査等が迅速に処理できるよう協力するものとする。

ウ 被災地住民登録様式の記載に当たって、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載するものとする。

(7) 避難等の解除がなされたときの措置

ア 避難所責任者は、本部から避難等の解除の指示があった場合は、次に掲げる事項について住民等に指示するものとする。

(ア) テレビ、ラジオ等による災害の情報及び防災行政無線、広報車、携帯電話等による本部からの指示伝達に留意すること。

(イ) 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。

(ウ) 避難誘導責任者又は避難所責任者から配布された被災地住民登録様式に必要事項を記載し、町に提出すること。

イ 避難誘導責任者は、本部が手配するバス等により、避難等の要領に準じて住民等を当該地区のバス集合場所に輸送するとともに、必要に応じて要配慮者の帰宅支援を行うものとする。

ウ 避難所責任者は、避難所を閉鎖するときは、施設内の清掃、火気の点検を行い、避難所施設管理者の確認を受けるとともに、本部へ直ちに報告するものとする。

第3節 要配慮者への対応

(1) 生徒等

生徒等の在学時において災害が発生した場合は、原則下校させるものとする。ただし、下校させることが困難なときは、教諭等の監督のもと、学校施設等にとどまらせることとし、保護者等の迎えがあり次第、引き渡すものとする。

(2) 診療所の入院患者、社会福祉施設等の入所者

バス等による避難等が可能な診療所の入院患者及び社会福祉施設等の入所者は、各施設で所有するバス等並びに国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、バス等による避難等が困難な入院患者等にあつては、国や道の支援を受けた福祉車両、救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、当該施設又は屋内退避施設において、屋内退避を行うものとする。

(3) 在宅要介護高齢者・障がい者

自家用車やバス等による避難等が可能な在宅要介護高齢者等にあつては、自家用車及び国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、自家用車やバス等による避難等が困難な在宅要介護高齢者等にあつては、国や道の支援を受けた福祉車両、救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、自宅又は屋内退避施設において、屋内退避を行うものとする。

(4) 外国人

泊発電所における事故概要や避難等の指示等の情報が正しく伝わるよう、やさしい日本語や英語等を用いて、適切に情報提供を行うこととする。

第4節 一時滞在者への対応

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、的確な情報提供に努め、施設敷地緊急事態発生時には、UPZ内に生活拠点を持たない観光客等の一時滞在者に対し、速やかにUPZ圏外へ移動するよう呼びかけるものとする。また、速やかなUPZ圏外への移動が困難な場合には、屋内退避施設等への退避を促すものとする。この場合において、外国人観光客に対しては、多言語による情報伝達を行うなどの配慮を行う。

第5節 避難ルート上の補給ポイント、避難退域時検査場所

町は、道と連携し、避難住民等を対象とした簡易な測定等による汚染の把握（サーベイランス）及び避難退域時検査を行うとともに、汚染者の情報収集、拭き取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送を行うものとする。

なお、今後、道において原子力災害医療活動実施要領の見直しがあった場合には、その修正内容を反映するものとする。

第6節 自家用車避難の留意事項

- (1) 本部からの指示を待って、避難を行うこと。
- (2) 交通誘導等に従い、安全運転で一時滞在場所に向かう。
- (3) 避難に使用する自家用車等の燃料は常に満タンにするよう心がける。

第7節 バス等による輸送計画

本部長は、国又は知事から避難等の指示を受けたときは、道と連携し、避難住民等を一時滞在場所及び避難先へバス等での輸送を行う。バス等の手配予定台数及び一時滞在場所及び避難先までの経路は次のとおりとする。

バス等の手配予定台数

※避難方法のアンケート結果に基づいて作成したものであり、実際の手配台数とは異なる。

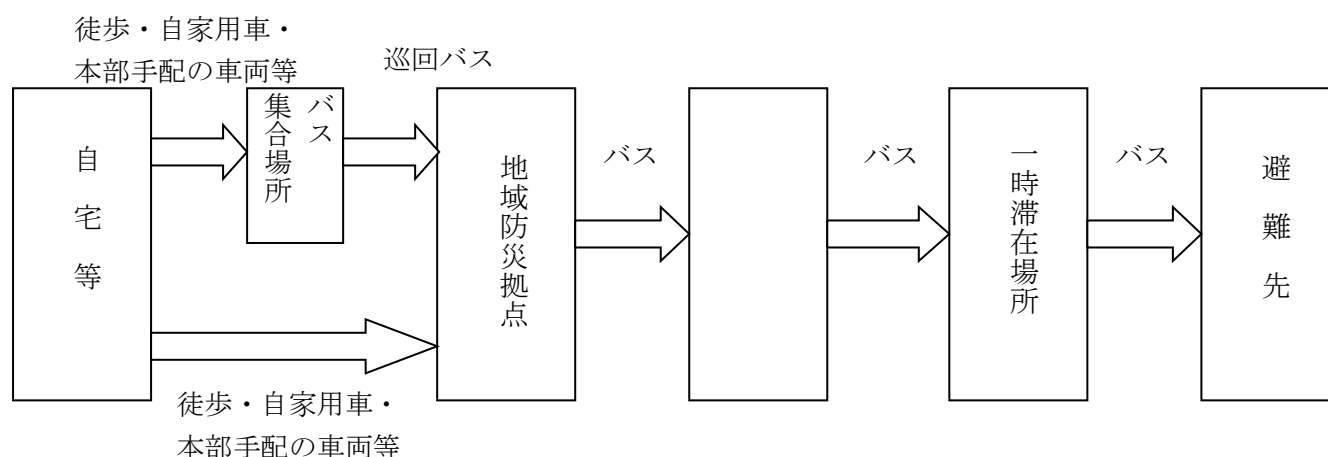
また、福祉車両等については含まれていない。

区分	大型	小型 (バス集合場所から 地域防災拠点までの 輸送)	乗用車	計	輸送人数
町の民間バス	5台	4台		9台	200人
国・道への支援要請	9台			9台	332人
住民所有			1,358台	1,358台	3,040人
合計	14台	4台	1,358台	1,376台	3,572人

【仁木町住民基礎データ（人口及び世帯数は、H25.12.31現在）】

- ・町人口 3,572人
- ・町世帯数 1,759世帯

一時滞在場所及び避難先までの経路



※バス集合場所については、表1-1「避難におけるバス集合場所一覧」のとおりとする。

※巡回バスについては、町手配の小型バスとする。

表 1 - 1 避難におけるバス集合場所一覧

地域	バス集合場所	地域	バス集合場所
東 町 西 町 南 町 北 町 旭 台 砥の川	○ 仁木中学校	然 別 大 江	○ 然別生活館
	○ いきいき 8 8		・ ふれあい遊トピア公園
	○ 仁木町観光管理センター		○ 仁木町大江コミュニティセンター
	・ 中央一会館		及び大江へき地保育所
	・ 協和会館	銀 山 長 沢 尾根内	・ 大江学園
	・ 仁木長寿園		・ 大江コミュニティ消防センター
	・ 旭台集会所		○ 银山小学校
	○ 農村公園フルーツパークにき		○ 银山中学校
	○ 緑会館		○ 仁木町银山生活改善センター
	・ 稲園会館		及び仁木町银山老人憩の家
	・ 金光会館		○ 仁木町児童館
	・ 瑞穂会館		・ 银山学園
	・ 種川会館		・ 银山第一会館
	・ 東睦会館		・ 银山第三町内会館
砥の川	○ 仁木小学校		○ 長沢会館
	○ 仁木町民センター		○ 尾根内会館
	及び仁木町保健センター		
	○ 仁木町山村開発センター		
	・ 西部集会所		
	・ 表通会館		
	○ 砥の川会館		

○：指定避難所

・：集会所等

第 7 章 安定ヨウ素剤の配布及び服用

本部長は、道と連携し、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示に基づき、又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の配布及び服用が必要となった場合には、避難住民等の放射線防護のため、住民等に対し、安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示を行うものとする。

なお、緊急の場合は、原則として医師の関与の下で速やかな配布及び服用を指示するとともに、副作用等への対処体制を確保するものとする。

安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量

対象者	ヨウ化カリウム内服ゼリー	ヨウ化カリウム丸
新生児	1 6 . 3 m g	—
生後 1 か月以上 3 歳未満	3 2 . 5 m g	—
3 歳以上 1 3 歳未満	—	1 丸
1 3 歳以上	—	2 丸

第 8 章 飲食物の摂取制限

本部長は、指針に基づいた O I L の値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び道の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の摂取制限、出荷制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第 9 章 救急医療体制

原子力災害医療協力機関は、緊急時において、汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急医療の対象となる傷病への対応（避難等指示を受け、避難所等に避難等する住民等で一般傷病者として救急診療が必要になった場合の対応を含む。）を含む初期診療をすることとされていることから、必要に応じて、住民等一般傷病者に対する救急医療について、北後志消防組合消防本部と連携して対応するものとする。

表 1 - 2 屋内退避及び避難に関する資料 (U P Z)

令和5年4月1日現在

方位	位置 距離 番号	名 称	所 在 地	電話番号	構 造	収容可能 人員 (人)
東北東	25	町営住宅みずほ 3 2 附属集会室	仁木町東町 1 丁目 9 番地 10	—	鉄筋コンクリート造	50
東北東	25	仁木小学校	仁木町西町 1 丁目 52 番地	0135-32-2013	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	474
東北東	25	新おたる農業協同組合本所	仁木町北町 3 丁目 4 番地 2	0135-32-2428	鉄筋コンクリート造	150
東北東	25	仁木中学校	仁木町北町 4 丁目 52 番地	0135-32-2079	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	646
東北東	25	町営住宅ふれあい 3 9 附属集会室	仁木町北町 4 丁目 56 番地	—	鉄筋コンクリート造	50
東北東	25	仁木町民センター	仁木町西町 1 丁目 36 番地 1	0135-32-3958	鉄筋コンクリート造	286
東北東	25	仁木町保健センター	仁木町西町 1 丁目 36 番地 1	0135-32-3959	鉄筋コンクリート造	134
東北東	25	仁木町山村開発センター	仁木町西町 1 丁目 52 番地	0135-32-3622	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	686
東北東	25	いきいき 8 8	仁木町北町 1 丁目 88 番地 1	0135-32-2650	鉄筋コンクリート造	43
東北東	26	町営住宅コスモス 3 0 附属集会室	仁木町北町 5 丁目 3 番地 4	—	鉄筋コンクリート造	50
東北東	26	仁木町観光管理センター	仁木町北町 8 丁目 17 番地	0135-32-2180	鉄骨造	66
東北東	26	農村公園フルーツパークにき	仁木町東町 16 丁目 121 番地	0135-32-3500	鉄筋コンクリート造	161
東北東	26	緑会館	仁木町東町 15 丁目 66 番地	0135-32-3501	木造	15
東北東	23	砥の川会館	仁木町砥の川 303 番地 1	0135-32-3660	木造	12
東北東	21	然別生活館	仁木町然別 95 番地	0135-32-3526	ブロック造、鉄骨造、木造	130
東北東	18	大江学園	仁木町大江 2 目 457 番地 15	0135-32-3662	鉄筋コンクリート造	366
東北東	20	大江へき地保育所	仁木町大江 1 丁目 345 番地 1	0135-32-3453	鉄筋コンクリート造	32
東北東	20	仁木町大江コミュニティセンター	仁木町大江 1 丁目 345 番地 1	0135-32-3452	鉄筋コンクリート造	76
東	18	銀山小学校	仁木町銀山 2 丁目 446 番地	0135-33-5314	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	273
東	18	銀山中学校	仁木町銀山 2 丁目 113 番地	0135-33-5223	鉄筋コンクリート造	382
東	18	銀山学園	仁木町銀山 2 丁目 134 番地	0135-33-5311	鉄筋コンクリート造	235
東	18	仁木町銀山生活改善センター	仁木町銀山 2 丁目 470 番地	0135-33-5004	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	153
東	18	仁木町銀山老人憩の家	仁木町銀山 2 丁目 470 番地	0135-33-5004	木造	27
東	18	仁木町児童館	仁木町銀山 2 丁目 459 番地	0135-33-5156	ブロック造、木造	76
東	21	長沢会館	仁木町長沢南 464 番地 2	0135-33-5765	木造	27
東	23	尾根内会館	仁木町尾根内 221 番地 4	0135-33-5204	木造	39
		小 計	2 6 施設			4, 639

表 1 - 3 避難所責任者及び避難誘導責任者

令和4年4月1日現在

緊急時モニタリング地点名	避難区域名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	要 配 慮 者 の 状 況					性別	性 別		外国人 (人)	妊婦 授乳婦 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	避難行動 要支援者 (人)	集会所名	地区に所在する病院、 社会福祉施設(入所者 の有る施設のみ)
				男 (人)	女 (人)	男 (人)	女 (人)	男 (人)	女 (人)	男 (人)	女 (人)							
E-21(長沢防火水槽)	長沢・尾根内地区	61	116	60	56	0	9	0	0	0	0	0	0	0	10	10	長沢会館、尾根内会館	
E-18(仁木町銀山モニタリング ポスト)	銀山地区	285	478	244	234	8	86	0	0	0	0	0	0	0	28	28	銀山小学校、銀山中学校、仁 木町銀山生活改善センター、 仁木町銀山老人館の家、仁木 町児童館、銀山学園、銀山第 一会館、銀山第三町内会館	銀山学園 回復の森「銀山」 コタン 櫻ヶ丘学園
ENE-18(大江コミュニティ消防 センター)	大江地区	134	245	125	120	4	16	2	5	10	5	10	5	10	10	10	ふれあい遊トピア公園、大江 へき地保育所、仁木町大江コ ミュニティセンター、大江学 園、大江コミュニティ消防セ ンター	大江学園 ふきのとう
ENE-21(然別消防番屋)	然別地区	48	77	36	41	3	5	1	3	5	1	3	5	1	5	5	然別生活館	
ENE-25(仁木町西町モニタリ ングポスト)	仁木地区	1,149	2,236	1,054	1,182	88	228	3	31	148	31	148	31	148	148	148	仁木中学校、いきいき88、仁 木町観光管理センター、中央 一会館、協和会館、仁木長寿 園、旭台集会所、農村公園フ ルーツパークにき、緑会館、 稲園会館、金光会館、瑞穂会 館、種川会館、東睦会館、仁 木小学校、仁木町民セン ター、仁木町保健センター、仁 木町山村開発センター、西部 集会所、表通会館、砥の川会 館	グループホーム仁木 やすらぎの里 特別養護老人ホーム 仁木長寿園 森内科・胃腸科医院
計		1,677	3,152	1,519	1,633	103	344	6	39	201	39	201	39	201	201	201		

仁木町地域防災計画（原子力防災計画編）

退避等措置計画

仁木町地域防災計画
（原子力防災計画編）
退避等措置計画

発行：平成 2 5 年 3 月
修正：平成 2 5 年 7 月
修正：平成 2 6 年 7 月
修正：平成 2 7 年 12 月
修正：平成 2 9 年 2 月
修正：平成 3 0 年 3 月
修正：令和 元 年 6 月
修正：令和 3 年 3 月
修正：令和 4 年 3 月
修正：令和 5 年 3 月
修正：令和 6 年 3 月

発行人
仁木町防災会議

（事務局）
仁木町役場総務課

問い合わせ先：防災管財係
電話：0135-32-2511（直通）